令和６年度

# 放課後児童クラブのご案内

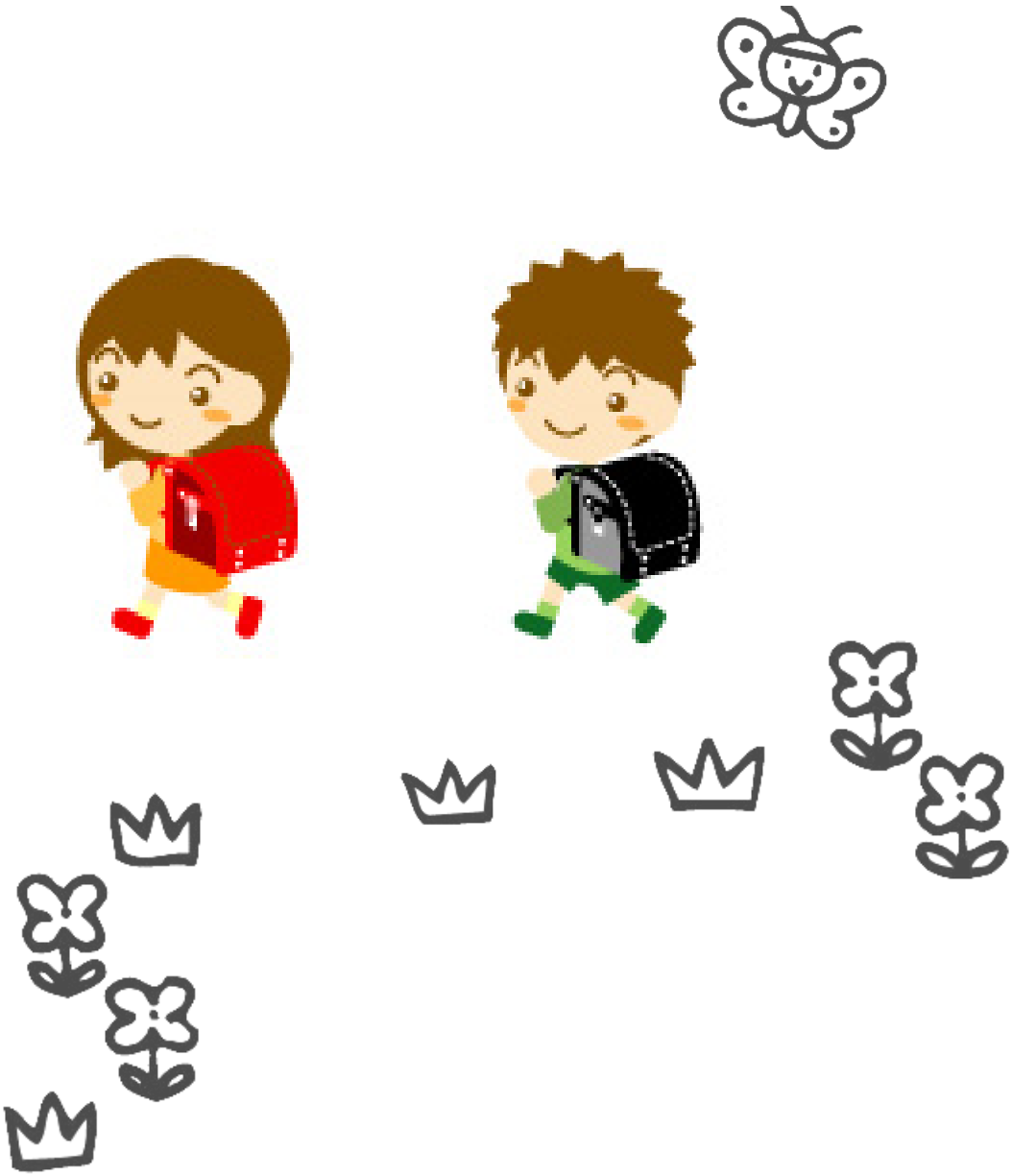

志摩市役所　こども家庭課
☎　0599-44-0282

SDGs未来都市　三重県志摩市
SDGs Future City, SHIMA
志摩市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

【施設一覧】

| 施　設　名 | 住　　所 | 定員(人) | 対象児童 | 利　用　時　間 |
|---|---|---|---|---|
| 大王放課後児童クラブ | 大王町波切８７７番地３<br>大王小学校体育館２階<br>☎ 72-2121 | 30 | 小　学　生 | （月曜日～金曜日）<br>放課後から午後６時まで<br><br>（土曜日・夏休みなど、学校が休みの日）<br>午前８時から午後６時まで |
| 志摩放課後児童クラブ | 志摩町和具 314 番地 1<br>志摩小学校 1 階<br>☎ 85-1126 | 40 | | |
| 鵜方放課後児童クラブ | 阿児町鵜方 1404 番地 3<br>☎ 43-6044 | 100 | | |
| 神明放課後児童クラブ | 阿児町神明３４６番地４<br>☎ 43-3556 | 70 | | |
| 東海放課後児童クラブ | 阿児町甲賀１５１８番地<br>東海小学校１階<br>☎ 45-5550 | 40 | | |
| 浜島放課後児童クラブ | 浜島町浜島 1112 番地<br>浜島小学校１階<br>☎ 090-2138-2858 | 25 | | |
| 磯部放課後児童クラブ | 磯部町迫間 13 番地 1<br>川辺コミュニティセンター<br>２階<br>☎ 55-3600 | 75 | | |

詳細は、各放課後児童クラブへお問い合わせください。

# 放課後児童健全育成事業

仕事などの理由で、放課後や夏休みなどに保護者などが家庭にいない児童をお預かりし、集団生活や遊びを通して児童の健全育成を図るとともに、保護者などが安心して働くことのできる環境を提供します。

## 対象児童

保護者などが仕事などで昼間家庭にいない小学校に通う児童

## 開設日及び利用時間

| | |
|---|---|
| 月曜日～金曜日 | 放 課 後～午後６時 |
| 土曜日・夏休みなど、学校が休みの日 | 午前８時～午後６時 |

※日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月３日）はお休みです。

## 活動内容

◎放課後児童の健康管理、安全確保に努め、情緒の安定を図る。

◎遊びを通して自主性、社会性、創造性を培う。

◎児童の遊びの活動状況の把握と家庭との連携。

◎家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援。

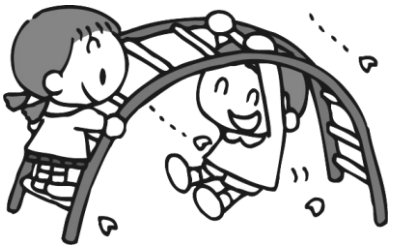

## 利用料金

利用料金は次の表のとおりです。

| 区　　分 | 定　　義 | 使　用　料 | |
|---|---|---|---|
| | | 月　　額 | ※夏休み期間 |
| 小学１年生～３年生 | ○生活保護法による被保護世帯<br>○市民税非課税世帯で、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯 | １人目<br>6,000 円<br>２人目以降<br>3,000 円 | １人目<br>9,600 円<br>２人目以降<br>4,800 円 |
| | 上記以外の世帯 | １人目<br>10,000 円<br>２人目以降<br>7,000 円 | １人目<br>16,000 円<br>２人目以降<br>12,000 円 |
| 小学４年生以上 | ○生活保護法による被保護世帯<br>○市民税非課税世帯で、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯 | 3,000 円 | 9,600 円 |
| | 上記以外の世帯 | 6,000 円 | 16,000 円 |

※利用実績にかかわらず、登録されている期間での利用料金となります。

# 令和６年度の放課後児童クラブへの入会の申込みについて

〈受付期間〉　令和５年１０月１０日（火）～２７日（金）
（土・日・祝日を除く。）

〈受付場所〉　各放課後児童クラブ または こども家庭課
※支所では受け付けていません。

放課後児童クラブホームページ

〈配布期間〉　令和５年１０月２日（月）～２７日（金）
申込書類は、各放課後児童クラブ・各支所・こども家庭課で配布します。
市ホームページからもダウンロードできます。

〈ホームページ〉
・志摩市ホームページで放課後児童クラブを検索いただくか、右上の QR コードから
アクセスしてください。

☆先着順ではありません。申込み多数により定員を超えた場合は、別紙の審査により利用の決定をおこないますのでご了承ください。
東海放課後児童クラブに申し込みの方で、保育の必要な条件を満たしているが受け入れが難しい場合は、ほかの方法での受け入れを行います。なお、受け入れが可能になった場合に、順次、保育の必要性が高いご家庭から東海放課後児童クラブでのお預かりについてご案内いたします。

〈必要な書類〉
①放課後児童クラブ入会申込書
②登録児童台帳兼家庭状況表（令和６年度）
③就労証明書（編集可能なデータについてはホームページに掲載しています）
※同居する世帯員（６５歳未満の方で世帯分離をしている方も含む）、すべての方の証明書が必要です。
※自営業・個人事業主のかたは自書してください。
※上記以外（会社員・パート等）のかたは、勤務する会社・事業主にこの用紙を提出して、証明を受けてください。（派遣による労働形態の場合、派遣元で勤務時間等の詳細が不明な場合は、派遣先からの証明でも構いません。）
④申立書（就労以外の場合のみ提出してください。）
※入院、通院、通所、疾病等の場合は、入院等証明書を添付してください。
学生の場合は、在学証明書か学生証のコピーを添付してください。
申請者及び家族の方が、身体障害者手帳等をお持ちの場合は、コピーを添付してください。
⑤同意書

**☆放課後児童クラブでは、定員に空きがある場合、途中入会の申込を受付けております。途中入会を希望する場合は、希望する月の前月 15 日まで（15 日が土日祝日の場合は翌開庁日まで）に申し込んでください。**